

魚津市告示第41号

魚津市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱の一部改正について
魚津市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱（令和2年魚津市告示第109号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月10日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条 - 第21条 (略) 附 則 1 (略) (この告示の失効) 2 この告示は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	第1条 - 第21条 (略) 附 則 1 (略) (この告示の失効) 2 この告示は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。